

組合員商社 各位

京都織物卸商業組合

第 9 回「適正取引に関する自主行動計画」 フォローアップアンケート調査について（お願い）

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は当組合の活動にご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本繊維産業連盟を通じて、中小企業庁による標記アンケート調査への協力依頼が当組合にございました。つきましては、組合 HP にアンケートの回答フォームを設置しましたので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 調査対象

発注者としての事業者間(B to B)取引で、かつ受注側事業者が中小企業との取引(受注側が大企業の場合は対象外)。対象となる取引は、次の①～③などです。

- | |
|--|
| ①受注側に原材料を支給し、指図書等により製造する取引
②製造するにあたり原材料を規格品・標準品ではなく自社仕様に指定して発注した取引
③通常の取引において受注の規模には関係なく、発注側が優越的な地位になり得る取引 |
|--|

*優越的地位の濫用については「中小受託取引適正化法ガイドブック」の P21 をご覧ください。(ガイドブック:<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>)

*「受注側立場」の調査は、別途中小企業庁が実施予定。

2. 調査について

本調査は、(株)東レ経営研究所が日本繊維産業連盟の委託を受けて実施しています。次のいずれかの方法により、ご回答ください。なお、複数の団体から調査依頼があった場合は、回答内容が重複するため1回のみとしてください。

■インターネット上から Web にて回答する方法

下記の URL を入力、または QR コードを読み取りの上、回答してください。

調査票 <https://questant.jp/q/followup2025>



回答締切日：11 月 7 日（金）まで

■調査票（Excel 形式）をダウンロードして回答する方法

織商 HP よりダウンロードの上、下記のメールアドレスまでお送り下さい。

提出先：koms@fashion-kyoto.or.jp

回答締切日：11 月 5 日（水）まで